

第1章 江戸川区の「発達障害支援」の流れ

1 発達障害をめぐる状況

発達障害は、他の障害と比べて外から見えにくく、支援が届きにくいと言われています。しかし、平成17年4月の発達障害者支援法施行以降、発達障害者に対する支援は着実に進展し、社会における理解も広がってきました。その後、施行から10年以上が経過し、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援など、よりきめ細かな支援の充実を図るため、平成28年8月には発達障害者支援法が改正されました。本区では、平成24年7月に発達障害者（児）のライフステージに応じた支援の方向性を示す「『発達障害』に関する支援方針」を策定し、支援の充実を図ってきました。さらに、継続した支援、関係機関との緊密な連携強化、発達障害に関する普及啓発事業の推進を目的に、平成26年7月には発達障害相談センターを開設しました。

その後、相談事業と療育を一体的に行うとともに、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援を行うことができるよう、令和2年4月に発達障害相談センター機能と児童発達支援センター機能を兼ね備えた発達相談・支援センターを開設しました。地域の中核的な発達支援拠点の拡充も進められ、令和4年4月には江戸川区篠崎児童発達支援センターが、令和6年4月には葛西児童発達支援センターが開設されました。令和7年度においても、これらの拠点を中心に、地域全体で発達障害のある方への継続的かつ総合的な支援体制の強化を図っていきます。

2 発達障害支援の流れ

